

部活動指導員の概要

1. 学校教育法施行規則の改正の概要

中学校、高等学校等において部活動の指導、大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員について、規定を整備する。

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部へは本規定を準用。

2. 部活動指導員の職務

(1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。

(2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。

- ・実技指導
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率[※] 等

※ 部活動指導員が単独で引率できるようにするためには、大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要があるため、本省令の施行通知に合わせて、適切な対応について協力を依頼。

(3) 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

3. 部活動指導員に係る規則等の整備

学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備する。当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等必要な事項を定める。

4. 部活動指導員に対する研修

学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。研修は、部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置付けと教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止等について、十分に理解させるものとする。

5. 施行日

平成29年4月1日

村上市学校運動部（クラブ）活動 外部指導者派遣事業実施要綱

（事業の目的）

第1条 本事業は、指導者不足に起因して活動が停滞化している学校運動部（クラブ）活動（以下「部活動」という。）を抱える村上市内小中学校に対し、顧問教諭の協力者として地域の人材を活用した村上市学校運動部（クラブ）活動外部指導者（以下「外部指導者」という。）を派遣し、一層の活性化を促すことを目的とする。

（対象となる部活動）

第2条 外部指導者を派遣できる部活動は運動系の全ての部活動とする。

（派遣申請）

第3条 学校長は、学校教育に理解があり、指導種目の専門知識や技能を有している者（有資格者含む）を外部指導者候補者として推薦し、推薦する者の承諾を得た後、村上市学校運動部（クラブ）活動外部指導者派遣申請書（第1号様式）（以下「派遣申請書」という。）を村上市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

（外部指導者の選定）

第4条 外部指導者の選定にあたっては、前条の規定により学校長が推薦し、派遣申請書を提出した者の中から教育委員会が選定する。

（外部指導者の委嘱）

第5条 教育委員会が第3条の派遣申請書を審査し外部指導者を選定した場合は、村上市学校運動部（クラブ）活動外部指導者派遣決定通知書（第2号様式）により学校長へ通知し、選定された外部指導者に対し、村上市学校運動部（クラブ）活動外部指導者委嘱書（第7号様式）を交付する。

2 外部指導者の委嘱は、1部活動に原則として1人とする。

3 外部指導者の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1ヶ年とし、再任を妨げない。

（派遣期間）

第6条 外部指導者の派遣期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、定期に派遣を行うことを原則とする。

2 外部指導者の派遣時間は、原則1部活動1回につき4時間以内とする。

（外部指導者の職務）

第7条 外部指導者は、学校長が認め、学校長又は部活動の顧問教諭と指導内容を協議の上、児童生徒の健康及び安全管理に留意し、技術指導に従事するものとする。

（外部指導者の解職）

第8条 教育委員会は、外部指導者が次の各号のいずれかに該当した場合は、任期の途中であっても解職することができる。

（1）心身の故障により、その職に耐えられなくなったとき。

（2）外部指導者としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 外部指導者としての適格性を欠くと学校長が認めたとき。

2 学校長は、外部指導者が前条各号のいずれかに該当すると認めた場合は、村上市学校運動部（クラブ）活動外部指導者解職願（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会が前項により解職を決定した場合は、村上市学校運動部（クラブ）活動外部指導者解職通知書（第4号様式）を学校長経由の上本人に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 学校長は各期終了月の翌月5日までに村上市学校運動部（クラブ）活動外部指導者派遣実績報告書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 各期は、第1期を4月から7月まで、第2期を8月から11月まで、第3期を12月から3月までとする。

(外部指導者の謝礼)

第10条 外部指導者の謝礼は、予算の範囲内で教育委員会が支給する。

(事故報告)

第11条 学校長は、外部指導者に技術指導中事故が起きた場合、速やかに適切な処置を講じるとともに、村上市学校運動部（クラブ）活動外部指導者事故報告書（第6号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(外部指導者の保険)

第12条 活動中の外部指導者の事故については、市で加入している保険を適用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

平成28年度村上市学校運動部活動外部指導者派遣事業 実績

資料1-3

	村上第一中	村上東中	岩船中	荒川中	平林中	山北中
野球部			○			
サッカー部	○	○				
バスケットボール部	○	○			○	○
バレーボール部	○		○			○
卓球部	○					
バドミントン部	○					
ソフトテニス部		○	○			
柔道部	○	○				○
剣道部	○			○		○

指導者数

	指導回数	年間報償費	人数
1	100日以上	22,000円	10人
2	50日～99日	17,000円	6人
3	25日～49日	12,000円	3人
4	24日以下	7,000円	10人
計			29人

部活動実態調査

村上市教育委員会

1. 時間外労働時間に占める部活動指導時間の割合(村上市立中学校(8校)の合計)

月	時間外労働時間(h)	うち部活動指導時間(h)	時間外部活動割合(%)
4	10,150	3,400	33.5
5	10,638	5,274	49.6
6	9,640	3,395	35.2
計	30,428	12,069	39.7
月平均	10,142	4,023	39.7

※時間の月平均は小数点第1位四捨五入、割合は、小数点第2位四捨五入

2. 部活動に対する中学校からの要望

- (ア) 学校教育法施行規則(H29.4.1)の改正に伴う部活動指導員に係る市教委規則の策定と条件整備をしてほしい。
- (イ) 部活動の在り方についてのガイドラインの策定(市教育委員会)をしてほしい。
- (ウ) 週休日や休日の部活動を公務から切り離し、外部指導員による部活動を行う仕組みができないか。
- (エ) 従来 of 外部指導者の待遇改善(報酬含む)をしてほしい。
- (オ) より多くの外部指導員の協力が得られる体制づくりをしてほしい。
- (カ) 大会等でのスクールバスの添乗員について教員に限られているが、添乗員として外部指導員等を認めてほしい。
- (キ) 大会等への引率について外部指導員等だけの引率も認めてほしい。
- (ク) すべての部活動に外部指導員を配置してほしい。
- (ケ) 大会等で審判の割り当てがある部活動もあり、資格を有する外部指導員を配置してほしい。
- (コ) 部活動は教育の一環であり、専門的に指導できる人を外部指導員として配置してほしい。勝利至上主義的な考え方でなく、生徒を学校とともに育てるという考え方で指導してくれる外部指導員であってほしい。そのために、外部指導員を対象にした研修等を定期的で開催してほしい。
- (サ) 小学校5・6年生に部活動希望調査を行い、中学校で設置すべき部活動が明らかになるような制度をつくってほしい。
- (シ) 外部指導員の早期導入を強く要望する。